

令和4年(2022年)10月6日

山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様

山口県山陽小野田市大字西高須1257番地

小野田商工会議所

建設部会長 碧村 宗憲

要 望 書

前略 当商工会議所建設部会は下記の通り山陽小野田市、山陽小野田市水道局並びに山陽小野田市立山口東京理科大学の入札制度の改正等を要望致します。

要望1. 登録工事土木一式工事と水道設備工事の予定価格（請負対象設計額）が3,500万円（税別）を超える入札については全て特別簡易型総合評価競争入札とする。

理由 より安全で品質の高い社会资本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品格法）が平成14年（2002年）に施行されました。

山口県では、この品格法の趣旨に基づき、平成18年度から技術的な工夫の余地の小さい一般工事について、「簡易型総合評価方式」を採用した競争入札を行い、平成20年度からは、「特別簡易型総合評価方式」、「標準型総合評価方式」を追加し、原則として一般競争入札方式により発注する全ての工事に総合評価方式を適用しています。

山陽小野田市も山口県に準じて、土木一式工事・水道設備工事格付Aの競争入札全てに採用される事が望ましいと判断した為。

要望2. 建設工事競争入札参加資格審査申請の土木一式工事格付Aの条件である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている2年・3年平均完成工事高を1億円以上から1億5,000万円以上に変更する。合わせて格付Aの条件である総合点数を900点以上から920点以上に変更する。

理由 県が令和2年度から下請完成工事高を、建設工事の種類とび・土工・コンクリートから土木一式工事に組み入れる事を認めた為土木一式の完成工事高が増額する事が見込め、施工実績等が少な業者が安易に格付Aになると判断した為。

元々以前は、土木一式工事格付Aの条件は完成工事高1億5,000万円以上でした。



要望 3. 土木・建築・管工事格付ごとに工事成績評点（平均点）の下限値を設定し、下回る場合は格付を下げる等のペナルティを設定する。

正当な理由がなく工期を遅延した業者に対してのペナルティを明確にし、指名停止処分や格付の見直しをする。

工事の丸投げや手抜きをする法令違反の業者も同様です。

山陽小野田市立山口東京理科大学の工事も同様とする。（経費相当額を山陽小野田市が補助している為）

理由 工期が遅延したり、粗悪な施工をした場合、生活に支障をきたすのは行政でも建設会社でもなく、市民が一番迷惑を被ります。

市民に迷惑をかけ平氣でいる様な悪質な業者は排除し、努力している優良業者の受注件数を増加させたい為。

要望 4. 山陽小野田市立山口東京理科大学で実施されている公募型プロポーザル方式による候補者選定結果の公表について、明確な評価調書を公表する。

理由 選定されなかった工事業者が、選定されなかった理由を明確に把握出来ず、企業努力が出来ない状況である為。

公募型プロポーザル方式は工事業者がかなりの経費負担がある為、參加工事業者が増え少なくなる可能性が高いと思われる為。

要望 5. 山陽小野田市立山口東京理科大学の工事は山陽小野田市から発注する。

理由 山陽小野田市監理室・建設部が管理監督し適切な工事業者を選定しないといけない為。山口県の建物・附帯する施設の場合山口県建築指導課・住宅課が発注している。

山陽小野田市議会

議長 高松秀樹 様

2023年2月20日

山陽小野田市厚狭2117-1

下瀬俊夫

「わが町の憲法」と謳われた山陽小野田市自治基本条例の
改正にあたって慎重審議を求める陳情書

2月21日から始まる3月市議会に、山陽小野田市自治基本条例（以下条例とする）の改正案が提案されています。2月10日にパブリックコメントが締め切られ、それに対する意見や回答が公開されてもいないのに、15日に開催された議会運営委員会には3月議会の議案として上程されることが決められました。

昨年11月に条例見直しのための審議会が設置され、わずか1ヶ月余3回の審議会で条例改正（素案）が決定され、1月16日から2月10日までパブリックコメントにかけられたものです。

私は今回の条例改正案が、見過ごしにできない幾つかの重要な改正内容を含んでいると考えるし、ある意味条例の抜本的な改正につながる重大な内容を持っていると懸念しています。

＜陳情の趣旨＞

1、現条例は、平成19年4月から平成22年3月まで3年間にわたって、公募された15人の市民が議論を重ねて練り上げられました。この条例は「市民が主役のまちづくりの実現」にむけて市民が市及び議会と協働して取り組むことを明記するとともに、この条例が「市政運営の最も尊重すべき規範である」と位置づけられています。

つまり市民が主体的に市政運営に参画し、市及び議会と協働して「市民が主役のまちづくり」を進めることを条例の大きな柱としており、この条例を市政運営の「最高規範」として、それ以後の市政運営のあり方や起案される条例内容まで影響を及ぼす位置づけがされていたのです。

2、現条例は公募された市民が主体的に作った条例のため、本来用いられる法令条文とは異なる「です・ます」調が採用されています。当初、答申を受けた市執行部はこの条文を「である」調に変更して市議会に提案してきましたが、議会は「市民の主体性を尊重すべきだ」として条文を「です・ます」調に修正・可決した経緯があります。

3、しかし今回の条例改正案は、以下みるような2点で重要な変更が行われています。



(1) 現条例の前文で「市、議会と協働してまちづくりを進めていく」と書かれた条文を「市、議会と協創の考え方を共有しながらまちづくりを進めしていく」と変更されました。つまり市民が主体的に市、議会と協働してまちづくりを進めるとの市民の役割が、単なる「考え方を共有」するだけの一般的な「理念条例」に変質されていることです。

条例見直しの審議会の中で委員から「前文の中に『協創の理念のもとで』を追加したらどうか」との問い合わせに、市は「条文を変更しても意味は変わらない」と完全にウソの説明を繰り返しています。審議過程に瑕疵があったと言わざるを得ません。

(2) 現条例では市民が主体的に市政運営に参画することを前提に、「市民」や「市民等」との明確な文言を用いています。しかし改正案では「誰もが」という主体的に市政運営にかかわらない新たな概念を持ち込んでいます。これは(1)で指摘した「理念条例」への変質とかかわりがあるかもしれません。「理念条例」だと誰にでも適用できる一般性が生まれるからです。

4、今回の条例改正が、現状の市政運営と深いかかわりがあるとしか思えません。それは昨年4月から実施された公民館廃止条例や昨年12月議会で可決された小野田児童館廃止と関連があるからです。現条例の趣旨からすれば各施設を利用する市民への説明責任や理解と同意が前提とならなければならなかったのに、ほとんどの利用者には何も知られずに廃止が行われています。これは明らかに条例違反です。今回の条例改正の主な目的が「市民本位のまちづくり」への市民の参画や様々な施策への市民の理解と協力を得なくとも、「理念条例」なら単なる努力義務に過ぎなくなるからです。

5、市議会は同じ時期に議会基本条例を作りました。自治基本条例と一体となって市政を運営していく基本的な指針となったのです。今回の条例改正、この「わが町の憲法」改正にあたり、議会として市民に意見を聞く公聴会や参考人招致など様々な市民に開かれた制度を活用され、議会だけによる拙速な結論を急がれないよう陳情いたします。

以上